

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和2年3月24日（火） 8：28～8：45

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：安倍晋三 内閣総理大臣

麻生太郎 国務大臣（副総理，財務大臣，内閣府特命担当大臣）

高市早苗 国務大臣（総務大臣，内閣府特命担当大臣）

森まさこ 国務大臣（法務大臣）

茂木敏充 国務大臣（外務大臣）

萩生田光一 国務大臣（文部科学大臣）

加藤勝信 国務大臣（厚生労働大臣）

江藤拓 国務大臣（農林水産大臣）

梶山弘志 国務大臣（経済産業大臣，内閣府特命担当大臣）

赤羽一嘉 国務大臣（国土交通大臣）

小泉進次郎 国務大臣（環境大臣，内閣府特命担当大臣）

河野太郎 国務大臣（防衛大臣）

菅義偉 国務大臣（内閣官房長官）

田中徳 国務大臣（復興大臣）

武田良太 国務大臣（国家公安委員会委員長，内閣府特命担当大臣）

衛藤晟一 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

竹本直一 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

西村康稔 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

北村誠吾 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

橋本聖子 国務大臣（東京オリンピック・パラリンピック担当大臣，内閣府特命担当大臣）

陪席者：西村明宏 内閣官房副長官

杉田和博 内閣官房副長官

近藤正春 内閣法制局長官

欠席者：岡田直樹 内閣官房副長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○一般案件 5件

○国会提出案件 10件

○政令 32件

○人事 5件

○配布 1件

いずれも，案件表のとおり，決定等となった。

議事内容：

○菅内閣副大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、西村副長官から御説明申し上げます。

○西村内閣官房副長官：一般案件等について、申し上げます。まず、上皇上皇后両陛下の御在所等に関する内閣告示について、御決定をお願いいたします。上皇上皇后両陛下の御在所は、3月31日から当分の間、東京都港区高輪の殿邸に定められ、御所は仙洞仮御所と称する旨内閣告示をもって公示するものであります。

次に、「立皇嗣の礼」を国の儀式として行うことについて、御決定をお願いいたします。文仁親王殿下が皇嗣となられたところ、この度、文仁親王殿下の立皇嗣の礼を国の儀式として行い、立皇嗣の礼における各儀は、「立皇嗣宣明の儀」及び「朝見の儀」とし、両儀式については、4月19日、宮中において行い、細目は、宮内庁長官が定めることとするものであります。なお、各儀について申し上げますと、「立皇嗣宣明の儀」は、文仁親王殿下が皇嗣となられたことを公に宣明されるとともに、これを内外の代表がことほぐ儀式であり、「朝見の儀」は、立皇嗣宣明の儀の後、天皇陛下が皇嗣殿下に初めて会われる儀式であります。また、立皇嗣の礼を国の儀式として行うことについては、内閣告示をもって公示することとしております。あわせて、立皇嗣宣明の儀当日である4月19日に祝意を表するため、関係機関等において国旗を掲揚することの協力方を要望する「立皇嗣宣明の儀当日における祝意奉表」について、御決定をお願いいたします。

次に、予備費の使用について、御決定をお願いいたします。本件は、日本司法支援センターが国選弁護人に対して支払う報酬等の増加に伴い、国選弁護人確保業務等委託費の予算の不足を補うために必要な経費として、約3億円を一般会計予備費から使用するものであります。

次に、質問主意書に対する答弁書10件について、お手元の資料のとおり、御決定をお願いいたします。

次に、政令14件について、御決定をお願いいたします。まず、「NPO法施行令の一部を改正する政令」は、認定NPO法人の認定の基準となる判定基準寄附者の要件について、休眠預金等活用法に基づく助成金の額が判定基準寄附者への該当性に影響を及ぼすこととならないよう改める等の措置を講ずるものであります。

次に、「東日本大震災及び平成30年北海道胆振東部地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令」は、東日本大震災等に係る中小企業者等への災害関係保証の特例の適用期間を令和3年3月31日まで1年間延長するものであります。

次に、「警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令」、「証人等の被害についての給付に関する法律施行令」及び「海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令」の一部を改正する各政令は、警察官、海上保安官の職務協力援助者に対する災害給付及び刑事事件の証人に対する被害給付における算定基礎額等を改定するものであり、「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令」は、非常勤消防団員等に対する損害補償に係

る補償基礎額の加算額の改定等を行うものであります。

次に、「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項第3号の法人を定める政令の一部を改正する政令」は、地方公務員を派遣することができる法人として、国立大学法人を追加するものであります。

次に、「地方公務員法及び地方自治法の一部改正法の施行に伴う関係政令の整備政令」は、同改正法の施行に伴い、教育公務員特例法施行令について会計年度任用職員を初任者研修の対象から除く等、関係政令の規定の整備を行うものであります。

次に、「最高検察庁の位置並びに最高検察庁以外の検察庁の名称及び位置を定める政令の一部を改正する政令」は、区検察庁の事務の効率化を図るため、青梅区検察庁等の位置を改正するものであります。

次に、「死因究明等推進本部令」は、死因究明等推進基本法の施行に伴い、同本部の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものであります。

次に、「児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令」は、児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部改正法の施行に伴い、児童相談所において心理に関する指導をつかさどる所員の数の基準を定めるほか、所要の規定の整備を行うものであります。

次に、「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行令」は、同法の施行に伴い、農林水産物・食品輸出本部の組織及び運営に関し必要な事項を定めるとともに、主務大臣から輸出証明書の発行を受けようとする者が納付すべき手数料の額等を定めるものであります。

次に、「農林水産省組織令の一部を改正する政令」は、農林水産省の所掌事務の的確な遂行を図るため、食料産業局食文化・市場開拓課等の所掌事務等の変更等を行うものであります。

次に、「水源地域対策特別措置法第2条第2項のダム、同条第3項の湖沼水位調節施設及び同法第9条第1項の指定ダムを指定する政令の一部を改正する政令」は、子吉川水系子吉川鳥海ダムを国の財産上及び金融上の援助等を受けることができる指定ダムとして新たに指定するものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。横浜地方検察庁検事正中原亮一外1名を検事長に任命し、仙台高等検察庁検事長大谷晃大を願いに依り免ずることについて、御決定をお願いいたします。

次に、防衛省地方協力局次長青木健至外1名に、日米合同委員会日本政府代表代理等を命免することについて、御決定をお願いいたします。

次に、丸三証券株式会社経済調査部長安達誠司を日本銀行政策委員会審議委員に任命することについて、御決定をお願いいたします。

次に、内閣官房、内閣法制局及び厚生労働省人事といたしまして、お手元に配布しております資料のとおり承認することについて、御決定をお願いいたします。その主な内容は、新型コロナウイルス感染症対策推進室長に、厚生労働省医薬・生活衛生局長樽見英樹を充てるものであります。

次に、江川忠彦外147名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。

次に、件名外案件について、申し上げます。「円借款の供与に関する書簡」をカンボジアとの間に交換することについて、御決定をお願いいたします。本件は、「国道改修計画」2件に約294億円を限度とする円借款を供与することについて、取り極めるものであります。なお、本日の書簡交換まで不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。

次に、準備のための案件といたしまして、令和2年度予算の関連政令18件について、あらかじめ御決定をお願いいたします。本件は、当該予算の成立を条件に、御決定をお願いするもので、その成立までは不公表扱いとなりますので御了承をお願いいたします。まず、個人情報保護委員会事務局及び文部科学省の各組織令の一部を改正する2政令は、所掌事務の的確な遂行を図るため、個人情報保護委員会事務局に審議官1人を、文化庁に参事官2人をそれぞれ新設する等の措置を講ずるものであります。

次に、「東日本大震災財特法の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令」は、災害援護資金の貸付けの特例の適用期間を令和3年3月31日まで1年間延長するものであります。

次に、「子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令」は、満3歳未満保育認定子どもの保育に関し、一般事業主から徴収する拠出金の率の改定等を行うものであります。

次に、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令」は、令和2年度における公立義務教育諸学校の教職員定数の標準を定めるものであります。

次に、「高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令」は、同支援金の支給限度額の加算額を引き上げる等の措置を講ずるものであります。

次に、「原子爆弾被爆者援護法施行令」、「独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令」、「予防接種法施行令」、「新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令」及び「児童扶養手当法施行令等」の一部を改正する各政令は、令和元年の物価指数の変動等に応じて、令和2年度における医療特別手当、医療手当及び児童扶養手当等の額を改定するものであります。

次に、「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令」は、母子修学資金等の貸付限度額の引上げ等の措置を講ずるものであります。

次に、「独立行政法人福祉医療機構法施行令の一部を改正する政令」は、同機構から資金の貸付けを受けることができる者として、日常生活支援住居施設を設置し、又は経営する医療法人等を追加するものであります。

次に、「介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令」は、65歳以上の所得の低い被保険者の保険料に係る減額賦課の基準について、減額割合の拡充等を行うものであります。

次に、「国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令」は、市町村が都道府県に納付する国民健康保険事業費納付金の額の算定方法について、その算定基礎となる交付金の額から予防・健康づくり事業に要する費用の部分

を除くものであります。

次に、「国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令の一部を改正する政令」は、同法に基づき市町村に交付する事務費交付金について、その算定方法を改めるものであります。

次に、「土地改良法施行令の一部を改正する政令」は、農地の収益性の向上及び農地の利用の集積に寄与するものとして農林水産大臣が定める基準に該当する事業を国営土地改良事業として追加する等の措置を講ずるものであります。

次に、「道路法施行令及び道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令の一部を改正する政令」は、通学路等の特に交通の安全を確保する必要がある区間に該当する道路における交通事故の防止を図るため、歩道の拡幅等に関する国の負担又は補助の割合の特例を定めるものであります。

- 菅国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、財務大臣。
- 麻生国務大臣：独立行政法人国立印刷局理事長松村武人氏が3月31日付けで辞職を予定していることから、その後任として岸本浩氏を4月1日付けで任命いたしたいので、御了解願います。
- 菅国務大臣：次に、文部科学大臣。
- 萩生田国務大臣：国立大学法人小樽商科大学をはじめ27の国立大学法人の長及び大学共同利用機関法人自然科学研究機構の長につきまして、別紙のとおり任命いたしたいので、御了解願います。
- 菅国務大臣：次に、厚生労働大臣。
- 加藤国務大臣：年金積立金管理運用独立行政法人理事長高橋則広は、3月31日付けで任期満了となりますが、その後任として宮園雅敬を4月1日付けで任命いたしたいので、御了解願います。
- 菅国務大臣：次に、農林水産大臣。
- 江藤国務大臣：国立研究開発法人森林研究・整備機構の理事長につきまして、別紙のとおり任命いたしたいので、御了解願います。
- 菅国務大臣：次に、経済産業大臣。
- 梶山国務大臣：独立行政法人経済産業研究所をはじめ3法人の長につきまして、別紙のとおり任命いたしたいので、御了解願います。
- 菅国務大臣：次に、国土交通大臣。
- 赤羽国務大臣：国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所及び独立行政法人航空大学校の長につきまして、別紙のとおり任命いたしたいので、御了解願います。
- 菅国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

1. 衆議院議員初鹿明博（無）提出新学年が始まって以降の学校の一斉休校に関する質問に対する答弁書について（決定）（文部科学省）
1. 衆議院議員大河原雅子（立国社）提出輸入食品と牛生レバーへの放射線照射に関する質問に対する答弁書について（決定）
（厚生労働省）
1. 衆議院議員初鹿明博（無）提出フリーランスや自営業者に対して1日4100円の休業補償を行うことに関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）
1. 衆議院議員初鹿明博（無）提出都道府県等の休業要請で休業する放課後等デイサービスに対する休業補償に関する質問に対する答弁書について（決定）（同上）
1. 衆議院議員赤嶺政賢（共産）提出防衛省におけるP F O S 処理実行計画等に関する質問に対する答弁書について（決定）（防衛省）

◎政 令

資料あり

- 特定非営利活動促進法施行令の一部を改正する政令（決定）（内閣府本府）
- 〃 ○ 東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令及び平成30年北海道胆振東部地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（決定）
（内閣府本府・財務・経済産業省）
- 〃 ○ 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令（決定）
（警察庁・財務省）
- 〃 ○ 証人等の被害についての給付に関する法律施行令の一部を改正する政令（決定）（法務・財務省）

資料あり
資あり

- 海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令（決定）
（国土交通・財務省）
- 〃 ○非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（決定）
（総務・国土交通省）
- 〃 ○公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項第3号の法人を定める政令の一部を改正する政令（決定）（総務省）
- 〃 ○地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（決定）（同上）
- 〃 ○最高検察庁の位置並びに最高検察庁以外の検察庁の名称及び位置を定める政令の一部を改正する政令（決定）（法務省）
- 〃 ○死因究明等推進本部令（決定）（厚生労働省）
- 〃 ○児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（決定）（同上）
- 〃 ○農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行令（決定）（農林水産・財務省）
- 〃 ○農林水産省組織令の一部を改正する政令（決定）（農林水産省）
- 〃 ○水源地域対策特別措置法第2条第2項のダム，同条第3項の湖沼水位調節施設及び同法第9条第1項の指定ダムを指定する政令の一部を改正する政令（決定）（国土交通省）

◎人 事

資料あり
資あり

- 検事中原亮一外1名を検事長に任命し，検事長大谷晃大を願に依り免ずることについて（決定）
- 〃 ☆防衛省地方協力局次長青木健至外1名に日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第25条による合同委員会日本政府代表代理等を命免することについて（決定）

- 資料あり
- 安達誠司を日本銀行政策委員会審議委員に任命することについて（決定）
 - 〃 ○ 各府省幹部職員の任免につき，内閣の承認を得ることについて（決定）
 - 〃 ☆ 元一等空佐江川忠彦外 1 4 7 名の叙位又は叙勲について（決定）

◎ 配 布

☆ 熊本県知事選挙結果調

（総務省）

〔○署名あり ☆署名なし〕

件 名 外 案 件

〔 令 和 2 年 〕
〔 3 月 24 日 〕 (火)

◎ 一 般 案 件

資 料 〇 円 借 款 の 供 与 に 関 す る 日 本 国 政 府 と カ ン ボ ジ ア 王
な し 国 政 府 と の 間 の 2 の 書 簡 の 交 換 に つ い て (決 定)
(外 務 省)

[〇 署 名 あ り ☆ 署 名 な し]

◎政 令

- 資料あり
- 個人情報保護委員会事務局組織令の一部を改正する政令（決定）（個人情報保護委員会）
 - 〃 ○文部科学省組織令の一部を改正する政令（決定）
（文部科学省）
 - 〃 ○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令（決定）
（内閣府本府・財務省）
 - 〃 ○子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令（決定）（同上）
 - 〃 ○公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令（決定）
（文部科学・財務省）
 - 〃 ○高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（決定）（同上）
 - 〃 ○原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部を改正する政令（決定）
（厚生労働・財務省）
 - 〃 ○独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令の一部を改正する政令（決定）（厚生労働省）
 - 〃 ○予防接種法施行令の一部を改正する政令（決定）
（厚生労働・財務省）
 - 〃 ○新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（決定）（同上）
 - 〃 ○児童扶養手当法施行令等の一部を改正する政令（決定）（同上）

- 資料あり
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令（決定）（厚生労働・財務省）
 - 〃 ○ 独立行政法人福祉医療機構法施行令の一部を改正する政令（決定）（同上）
 - 〃 ○ 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（決定）（同上）
 - 〃 ○ 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令（決定）（厚生労働省）
 - 〃 ○ 国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令の一部を改正する政令（決定）（厚生労働・財務省）
 - 〃 ○ 土地改良法施行令の一部を改正する政令（決定）（農林水産・財務省）
 - 〃 ○ 道路法施行令及び道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令の一部を改正する政令（決定）（国土交通・財務省）

[○署名あり ☆署名なし]